

## 議案第 7 1 号

### 小田原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### [改正理由]

国の非常勤職員に対する勤勉手当の取扱い及びこれに応じた地方自治法の一部改正による給与制度の整備を踏まえ、本市の会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとするため改正する。

#### [内 容]

- 1 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）
  - (1) フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当（第 2 6 条及び第 2 8 条関係）

任期が 6 か月以上のフルタイム会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとする。
  - (2) パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当（第 2 6 条及び第 3 2 条関係）

任期が 6 か月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める勤務時間が少ない職員を除く。）に対し、勤勉手当を支給することとする。また、勤勉手当の算定基礎額は、基準日前 6 か月の基本報酬の平均月額とすることとする。
- 2 小田原市競輪事業従業員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

基準日に在職する競輪事業の従業員に対し、その人事評価及び勤務実績に応じて勤勉手当を支給することができることとする。（第 2 条及び第 9 条関係）
- 3 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

病院事業の会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとする。（第 2 5 条関係）

#### [適 用]

令和 6 年 4 月 1 日